

「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」案に対する御意見と県の考え方

(反映状況の区分) A：意見を反映し、案を修正した B：既に案で対応済み
C：案の修正はしないが、実施段階で参考とする D：意見を反映できなかった E：その他

No.	意見の内容	県の考え方	反映状況
1	一般廃棄物（ゴミ）の処理状況を見ますと、東日本大震災以降なぜか徐々に増加している。もう少し、3Rの推進に力を入れていく事が必要であり、広報紙「彩の国だより」へ掲載して呼びかけたり、イベントの活用を入れた方がいいと思う。	埼玉県内のごみ処理量は、平成24年度に微増し、平成25年度はまた減少しています。 3Rの推進は、計画（案）の施策の柱の一つに掲げており、力を入れていきます。必要に応じ、「彩の国だより」やイベントの活用を検討していきます。	C
2	事業系ごみについて、もう少し食品ロスの推進・3Rの推進を力に入れる事が一番大事かと思う。	事業系ごみ削減に向け、市町村と共同し、適正処理や3Rの推進についてキャンペーンを行うなど推進していきます。	C
3	まだまだ3Rの推進が足りない。リサイクル・リユースなどを使えるものを展示するのではなくて、実践方法・ゴミの現状を知った上で推進の重点に置くべきだと思う。	市町村や関係団体と連携しながら、ごみの発生から処理に至る現状や、ごみを出さない方法などについて、県民への啓発を行っていきます。	C
4	食品が食べ残しがなく、宴会などに関して食品の品目や量を考えて食べる事を実践していくことが必要です。イベントの活用を力を入れるべきだと思う。	食品ロスの削減に向けて「食べきり Sai TaMa大作戦」を展開しています。宴会時の食べきりの呼びかけ促進や、大学の学園祭で食品ロスに関する啓発イベントなど様々な取組を実施しています。今後も、効果的な取組を進めていきます。	C
5	アスベストは耐火物として建築物に使用されていたが、大気へ排出及び飛散し、大気を汚染し、人間に悪害、大公害を起こしている。アスベストを完全に無公害に固化、接着させる耐熱不燃アスベスト封じ込み、特殊安全塗布工法、リサイクル工法とする適正処理の推進を提案する。 A アスベスト封じ込み耐熱不燃特殊安全吹付接着、固化、固結工法 B アスベストを建築物より剥がす除去工事をする特殊安全塗布工法 C アスベストを骨材として再利用するリサイクル工法	A及びBは石綿障害予防規則や大気汚染防止法等に基づく石綿の封じ込め工法の御提案ですが、本計画は廃棄物処理法に基づき廃棄物の適正処理の推進について定めるものです。 Cはアスベストを固化して骨材としてリサイクルを行う御提案ですが、廃石綿等や石綿含有産業廃棄物等の中間処理は環境大臣が定める方法で行うことが廃棄物処理法施行令第3条第2号ト（2）等により定められており、基準を満たした処理施設における熔融や無害化認定を受けた処理施設における無害化処理等がこれに該当します。他の方法でアスベスト廃棄物を中間処理してリサイクル資材とすることはできません。	D